

環 政 第 1558 号

令和6年3月29日

経済産業大臣 齋藤 健 様

新潟県知事 花角 英世



環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

イーレックス株式会社から送付のあった「イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

なお、別添の関係市町長の意見についても十分配慮してください。

イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書に関する意見書

本事業は、聖籠町東港において出力約 30 万 kW のバイオマス発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方で、大規模な発電所を新設するものであり、工事の実施や施設の稼働に伴う排ガスや排水等により、周辺的生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に適切に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 準備書においては、事業計画の詳細を可能な限り確定させた上で、地域特性及び事業特性を踏まえ、必要に応じて環境影響評価の項目や手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- (2) 準備書段階で、環境への影響が予想される項目に係る事業計画の細部が未確定の場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価項目の調査、予測及び評価に当たっては、国内外の最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に行うこと。
- (4) 対象事業実施区域（以下、「実施区域」という。）の周辺においては、他事業者による火力発電設備のリプレース等が計画されていることから、他事業者との積極的な情報交換等に努め、環境への累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の内容を具体的かつ分かりやすく記載するほか、図表、地図及び写真等を活用するなどし、理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、実施区域の周辺の地域住民、自治体等の関係者の理解が得られるよう、十分な情報提供と説明に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質について

実施区域周辺には住居地域、学校及び病院等が存在しており、施設の稼働に伴う排ガス等による大気質への影響が懸念される。実施区域及びその周辺の気象条件等を十分に考慮し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

(2) 水質について

ア 施設の稼働に伴う排水及び温排水等による水質への影響が懸念されることから、港湾内で取水・排水を行う本事業の特性も十分に考慮し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

イ 特に、排水先となる新潟東港を含む新潟海域は、COD（化学的酸素要求量）の環境基準が非達成であることから、専門家の助言を受けるなど科学的知見を十分に収集した上で、環境影響評価を実施すること。

ウ 排水先となる新潟東港を含む新潟海域において、今後、県及び新潟市がCODに関する調査や対策等を行う際に、協力依頼があった場合は、可能な限り対応すること。

(3) 動植物、生態系について

ア 工事の実施や施設の稼働に伴う動植物・生態系への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。また、温排水による生態系への影響についても、最新の知見を収集・活用し、環境影響評価の実施を検討すること。

イ 鳥類の文献調査について、対象事業実施区域に隣接する新潟東港は、カモ類の越冬やカモメ類等の冬季の採餌等に利用されていることが知られており、地域に根差した文献調査等の情報収集を行い、その結果を準備書に記載すること。

また、温排水の影響により、栄養段階への影響など局所的な生態系の変化が生じる可能性があることから、前述の情報収集の結果も踏まえ、必要に応じて港内で越冬する水鳥類への影響についても調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 陸域の動植物の調査にあたっては、現在、実施区域の一部がゴルフ場として人為的に管理されており、その影響で目立たなくなっている種が生息、生育している可能性も考慮すること。

(4) 廃棄物について

事業の実施に伴い発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を準備書に記載すること。

また、事業の実施に当たっては、廃棄物の発生抑制や再生利用に努めるとともに、廃棄物を適正に処理すること。

(5) 温室効果ガスについて

「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン（環境省）」に基づき、バイオマス燃料の製造、加工、輸送等を含めた本事業全体の温室効果ガス排出量を算定するなど、本事業の地球温暖化対策としての効果について検討を行い、温室効果ガスの排出削減に可能な限り努めること。

(6) その他

ア 海外のバイオマス燃料調達先の開発による生態系等への影響に配慮した事業計画とすること。

イ 近年、国内のバイオマス発電所において、バイオマス燃料を貯蔵等する施設における火災等の事例が複数報告されている。これらの火災原因を踏まえ、積極的な防火対策を講じるとともに、関係法令を遵守し、消防等の関係機関と協議するなど、火災予防に万全を期すこと。

ウ 本事業は、海域のCODが環境基準非達成である地域における新規の大規模計画であり、準備書の段階において、環境影響評価結果を踏まえ、各種選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合等は、事後調査の実施を検討すること。

新環対第 1245 号の 2
令和 6 年 3 月 15 日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（通知）

令和 6 年 2 月 13 日付け環政第 1383 号で照会のあった標記方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業は、世界最大級のバイオマス発電所の建設計画であり、地球温暖化対策に寄与するものとするが、工事の実施や施設の稼働に伴う環境への影響が懸念される。環境影響評価の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境について適切な調査・予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置についても検討すること。
- (2) 当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。また、準備書の作成にあたっては、調査・予測及び評価の過程について詳細に示し、文章や図の作成、用語の使用について工夫することで、わかりやすい図書となるよう留意すること。
- (3) 同時期に事業実施想定区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設や、火力発電所の更新が予定されているため、可能な限り情報収集等を行うことで、複合的な影響についての予測・評価を行うよう努めること。
- (4) 環境影響評価の実施において、環境への影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査・予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 燃料について

準備書においては、バイオマス燃料について、調達先における環境配慮の内容や製造・運搬方法などの詳細を具体的に記載すること。

(2) 水環境について

温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえて適切に調査・予測及び評価を行い、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。

(3) 動物について

現地調査を適切に実施し、その結果重要な種の生息が確認された場合は、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物について

事業に伴い発生する廃棄物は有効利用に努めるとともに、発生量や処理計画等について、準備書において具体的に示すこと。